

プラスチック資源の一括回収・再資源化方法に
関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年5月

静岡市環境局ごみ減量推進課

1 調査の背景・目的

本市は、資源循環の施策として独自に静岡市版「もったいない運動」を展開し、資源循環施策を推進しています。本運動においては、第一に徹底的な「ごみの減量」を図り、その上で発生してしまったごみについては、サーマルリカバリー及び溶融スラグの利活用により、無駄のない再資源化とその利用拡大を図り、本市独自の資源循環型処理システムを構築しています。とりわけ、プラスチックごみの処理に関しては、プラスチックの性質（比重、排出の状況）や再資源化技術、近隣の処理施設の立地状況などに鑑み、環境面、経済面、社会面を総合的に勘案し、ペットボトルを除く容器包装プラスチック及び製品プラスチックについては分別回収を行わず、本市清掃工場において焼却・溶融処理を行ってきました。

その一方で、地球温暖化・カーボンニュートラルへの対応が世界的な喫緊の課題となっており、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラ新法」といいます。）」が施行されました。プラ新法では、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進することとしています。その中でも、地方公共団体の責務としては「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されたところです。

このようにプラスチックの資源循環に関する取組が加速しており、本市においても一般廃棄物処理のあり方について再考する時期を迎えているといえます。

そのため、民間事業者の皆さまの御意見を伺い、ペットボトルを除く容器包装プラスチック及び製品プラスチック（以下「プラスチック資源」といいます。）の一括回収・再資源化に向けた事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型市場調査（以下「本調査」といいます。）を実施いたします。

2 事業のイメージ

本市におけるプラスチック資源を含む可燃ごみの現在の処理フローは図1に示すとおり（数値は令和3年度）。

図1

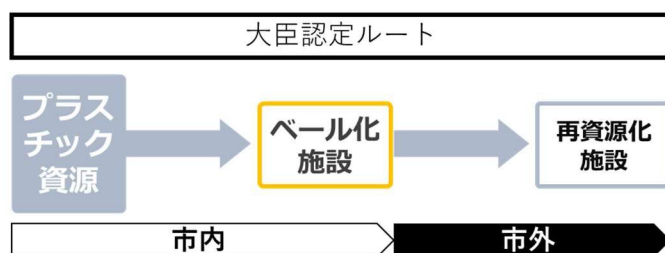


プラスチック資源の一括回収・再資源化後に想定される処理フローは図2-1から図2-3までに示すとおり。

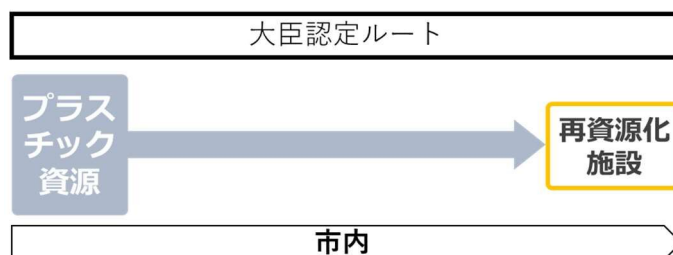
- ① 市内ベール化後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すフロー(図2-1)



- ② 市内でベール化後、プラ新法第33条に基づく大臣認定を活用し市外で再資源化を行うフロー(図2-2)



- ③ プラ新法第33条に基づく大臣認定を活用し、市内で再資源化まで完了させるフロー(図2-3)



3 調査の方法

本調査では、御協力いただける民間事業者から、上記の想定フロー及びその他方法による一括回収・再資源化の方法等について、個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

なお、経済性及び効率性を鑑み、可能であれば、上図2-3に示す市内で再資源化まで完了するフローを優先し御提案ください。(*他フローの提案を妨げるものではございません)

4 前提条件

本調査の前提条件は以下のとおりとします。

プラスチック資源の発生量見込み：容器包装プラスチック 5,041t/年

製品プラスチック 504t/年

- ・収集方法：週1回、プラスチック資源を同一のごみ袋で集積所にて収集
- ・スケジュール：遅くとも令和12年度までに市全域にてプラスチック資源の一括回収・再資源化を実施
- ・関連許可：調査日時点における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく各種許可（業許可、施設設置許可等）の有無については条件に問いません。必要に応じて、本業務に関して必要な新規許可等を行います。
- ・施設立地：ベール化施設又は再資源化施設について、静岡市内に立地していることを条件とします（ベール化せず市外搬出は行いません。）。ただし、施設の新規整備の意向がある場合は、調査日時点での施設の有無は問いません。

5 調査の内容

次の項目について御提案ください。

- ・調査日時点で市内にプラスチック資源の一括回収に対応可能な施設が市内にある場合
 - (1) 対応可能施設の所在地
 - (2) 該当施設で受入可能なプラスチックの基準
 - (3) 受入条件（荷姿、搬入条件等）
 - (4) 処理能力及び本市プラスチック資源の受入可能量
 - (5) 受入可能時期
 - (6) 再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く。）並びに残渣処分の方法
 - (7) 処理費用単価
 - (8) 施設が故障した場合の受入対応について
 - (9) 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について
- ※その他項目についても自由に御提案ください。

・調査日時点では、市内にプラスチック資源の一括回収に対応可能な施設はないが、今後新規整備の意向がある場合

- (1) 必要面積／既に候補地がある場合はその所在
- (2) 整備スケジュール
- (3) 予定施設概要
- (4) 予定施設で受入可能なプラスチックの基準
- (5) 受入条件（荷姿、搬入条件等）
- (6) 処理能力及び本市プラスチック資源の受入可能量
- (7) 受入可能時期
- (8) 再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く。）並びに残渣処分の方法
- (9) 処理費用単価
- (10) 施設が故障した場合の受入対応について
- (11) 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について
- (12) 施設の新規整備を前提とした入札が実施された場合の入札参加条件（市有地の提供が必須、〇年以上の契約保障が必須など、一定の条件がない場合、施設整備を前提とした入札には参加できない、というものがあれば御教示ください）

※調査日時点で未定の場合は「未定」で構いません。

※その他項目についても自由に御提案ください。

6 対象者

本調査は、プラスチック資源の再資源化が可能、又はこれから同事業の実施を予定している法人や法人のグループを対象とします。ただし、次に掲げる者は本調査に参加できません。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (2) 暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成 25 年静岡県条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者

7 調査スケジュール

実施要領の公表	令和5年5月31日(水)
質問の送付期限	令和5年6月9日(金)
質問への回答の公表	令和5年6月16日(金)
調査参加申込書提出期限	令和5年6月23日(金)
提案書の提出期限	令和5年6月30日(金)
調査実施日時及び場所の連絡	令和5年6月30日(金)
調査の実施	令和5年7月10日(月)から7月12日(水)の間
実施結果概要の公表	令和5年8月

8 参加申込方法

(1) 申し込み書類

様式1「サウンディング調査参加申込書」

(2) 申し込み期間

令和5年5月31日(水)から令和5年6月23日(金)まで

(3) 申込方法

問い合わせ先のメールアドレス宛て、送付してください

9 提案書の提出方法

(1) 提出書類

様式2「提案書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和5年6月19日(月)から令和5年6月30日(金)まで

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレス宛て、送付してください。なお、任意の様式で提出する場合は、PDF・ワード・エクセル・パワーポイント・ドキュワークスいずれかのファイル形式にて御提出ください。

10 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式3「質問書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和5年5月31日(水)から令和5年6月9日(金)まで

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。なお、任意の様式で提出す

る場合は、PDF・ワード・エクセル・パワーポイント・ドキュワークスいずれかのファイル形式にて御提出ください。

(4) 回答

回答は、令和5年6月16日（金）に、静岡市ホームページにて公表します。

11 個別対話の実施方法

(1) 実施期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月12日（水）

午前9時～午後5時

* 具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時踏まえ、御担当者宛てに連絡します。

(2) 所用時間

1時間程度（対話の内容によっては前後する場合があります）

(3) 場所

静岡市役所内会議室

* 実施日によって場所が変更となるため、決定日時と併せて場所の御連絡をいたします。

(4) その他

サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために、別途必要な資料がある場合は、提出分として10部を御持参ください。

12 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和5年8月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「静岡市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

13 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募資格及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）

は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何

ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収又は対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

14 問い合わせ先

本調査に関すること（申込、質問、提出等）は以下に御連絡ください。

静岡市 環境局 ごみ減量推進課 企画係

担当：田村、萩原

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1075

E-mail : gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp

(*本市メールボックス容量の都合により、10MBを超えるファイルについては受信できないことがあります。送付するファイルサイズが大きい場合（10MB以上）は、事前に御連絡ください。)